

経営事項審査結果の提出について

平成20年3月
岩見沢市企画財政部契約管理課

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法の規定により経営事項審査（以下「審査」といいます。）を毎年受ける必要があり、その有効期間は基準日（決算日）から1年7ヶ月と定められています。

平成20年度から岩見沢市では、審査の完了を都度確認することとしますので、競争入札参加資格申請以降に審査を受けたときには、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下、単に「通知書」といいます。）の写しを、下記により提出していただくようお願いいたします。

未提出のまま有効期限が経過した場合には、指名競争入札の指名を受けられないなど、本市の競争入札等に参加できなくなることがあります。また、今後は本市の方から通知書が未提出である旨の個別連絡はいたしませんので、各事業者の責任において対応していただくようお願いいたします。

記

- 1 提出先 岩見沢市企画財政部契約管理課契約係
〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
- 2 提出方法 持参または郵送といたします。（FAX 不可）
- 3 提出期限 経営事項審査の有効期限まで

※ 既に提出されている場合には、行き違いですので再提出は不要です。

※ 現在、期限切れで未提出の事業者の方は、平成20年4月30日（火）をこの通知上の期限としますので、至急提出をお願いいたします。